

皇統譜令の一部を改正する政令案要綱

1 規定の整理

皇室典範等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、皇統譜令の規定の整理を行う。（第五条関係）

2 その他

その他所要の改正を行う。

3 附則

（1）施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和八年十月二十四日）から施行する。（附則第一項関係）

（2）経過措置

改正法の施行の際における内親王又は女王（施行時内親王等）が改正法附則第二条の経過規定により皇族の身分を離れたときの皇統譜への登録及び付記について、皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときと同様の取扱いとする。（附則第二項関係）